



「学校への携帯電話の持ち込み」 について話し合い 南生P協 生徒会交流

福高 NOW 福島高校通信

11月に南那珂地区の生徒会役員が日南学園高校に集まり、各学校の紹介や「学校への携帯電話の持ち込み」について協議しました。普段は聞けない他校の現状を聞くことができ、グループディスカッションでも、他校の生徒会のメンバーと話しをしていくことでたくさんアイディアが浮かび、有意義な交流会となりました。

特に、議題が今の生徒たちにとつては切り離せないものとなっている「携帯電話」についてというところで、どのグループも盛り上がりつつありました。携帯電話を許可した際のメリット、デメリットを各グループで考えていき、発表を行いました。メリットとしては、「緊急



時の連絡手段になる」ことや「授業で調べ学習をする際に有効」、「先生方も課題の配信や授業をスマートフォンを使って行うことで負担が減る」などの意見が出ました。デメリットには、「授業に集中出来ない」や「紛失・破損などのトラブルが発生する」などの意見が出ました。

スマートフォンは手元にあるとても便利に思えますが、使い方によっては自分たちの不利益になったり、依存症になってしまうこともあります。今の時代だからこそ、スマートフォンの利用について福島高校でもしっかり考えていこうと思います！



BOOKS

今月のおすすめ

豊かな日々を

Life

ライフ



今月のテーマ展示 「クリスマス絵本」特集

クリスマス当日をわくわくしながら迎えられるクリスマス絵本をたくさん用意しました。プレゼントはどうやって届くの？サンタさんってどんな人？子どもと一緒に楽しんでください。



『なんでもモッテルさん』

竹下 文子/文、
アヤ井 アキコ/絵

モッテルさん一家はお金持ち。美術品、宝石、おもちゃなど、なんでも買って、なんでも持っています。ところがある日、大嵐がやってきて…。「お金で買えない大切なもの」とは？深くあたたかい絵本。



『風神雷神』

原田 マハ/著

20XX年。京都国立博物館研究員の彩がマカオで目にしたものは「風神雷神」が描かれた西洋絵画と「俵屋宗達」の4文字で…。『風神雷神図屏風』を軸に繰り広げられる歴史アート小説。『京都新聞』ほか連載を加筆し書籍化。

【新刊情報】

○アンチ整理術(森博嗣/著)○グッドバイ(朝井まかて/著)○さんかく(千早西/著)○賞金稼ぎスリーサム!(川瀬七緒/著)○タスキメシ-箱根-(額賀澤/著)○星と龍(葉室麟/著)○本意に非ず(上田秀人/著)○みちづれの猫(唯川恵/著)○レームダックの村(神林長平/著)○黄金列車(佐藤亜紀/著)○彼方のゴールド(大崎梢/著)○ザ・ロイヤルファミリー(早見和真/著)○シヨバンゾンビ-コンテスタント(町屋良平/著) その他多数

串間市立図書館

串間市大字西方6524-58
TEL 0987-72-1177
FAX 0987-72-0803
開館 午前10時～午後6時
休館日 月曜日
HP <http://www.city.kushima.lg.jp/library/index.html>

12月のイベント情報

- 「クリスマスおはなし会+工作」
12月14日(土) 午後2時～3時 内容:おはなし会&紙コップで作るクリスマス工作
- 「フラワーアレンジメント教室」
12月27日(金) 午後2時～4時 講師:山本歩さん(ひなたぼっこ)
- 「年末年始の休館のお知らせ」
12月29日(日)～1月3日(金)

お問い合わせは
図書館まで!



みんなが主役 ふるさと串間のために

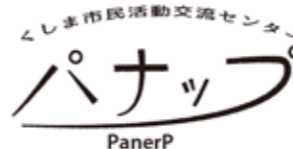


宮崎県・県社協・NPO防災会議

今年度に入り、台風などによる大規模な自然災害が発生し、各地に多大な被害をもたらしました。このように大規模災害が発生した場合は、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター(SVC)が主導で、災害ボランティアに参加する一般的な団体や個人を登録して復旧にあたる活動を組織的にを行っています。ところが、最近ではNPOなどの団体が専門性や得意な活動分野、特定の支援目的を持って、独自のネットワークを生かして直接現地に入る機会が多くなってきました。そのため、災害ボランティアセンター(SVC)がNPOなどの動きを把握することができず、被災者のニーズや困り事に十分に対応できない事態

宮崎県・県社協・NPO防災会議設立について

が生まれてきています。そこで、宮崎県は宮崎県社会福祉協議会およびNPO、ボランティア団体などと円滑な連携・協働体制を構築するために先日10月9日に「宮崎県・県社協・NPO防災会議」を設立しました。これにより三者が情報共有を行い、被災者のニーズや困り事に対応できるようにします。この防災会議に出席して、私たち「くしま市民活動交流センター」は、平時での定期的な情報交換ができるように他団体との関係を構築したり、発災時の受入体制と活動調整の仕方を進めたりしていくことが大切であると考え、今後は関係団体にシステムについての十分な説明が必要であると感じました。



串間市大字西方5721-1 (旧NSA)
TEL・FAX 0987-72-5123
開館日 平日午前9時～午後6時
メール hello@panerp.jp
HP <https://panerp.jp>

障害年金について ご相談ください

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

病気やけがが初めて医師などの診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金(1、2級)」、「厚生年金」に加入していた場合は「障害厚生年金(1～3級)」が請求できます。

○受給要件(すべてに該当することが必要)

①国民年金または厚生年金加入期間である間に、障害の原因となった傷病の初診日があること。

- ②障害の状態が、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日または、1年6カ月以内に症状固定した日)において、国民年金・厚生年金の障害等級に該当していること。
※障害者手帳とは障害等級の判断基準が異なります。
- ③保険料の納付要件を満たしていること。

○どのような手続きがいるの?

障害基礎年金の請求先は串間市役所市民生活課、障害厚生年金の請求先は都城年金事務所です。

請求手続きには、初診日を証明できるものや診断書などの添付書類が必要となります。必ず事前にご相談ください。相談の際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと本人確認書類をご持参ください。

問 / 市民生活課市民係 ☎内線 225・226 都城年金事務所 ☎0986-23-2571

年金 トピック

Neikin
Topic